

東京都コンプライアンス推進委員会設置要綱

制定	28 総監第 421 号
改正	30 総ココ第 634 号
改正	31 総ココ第 718 号
改正	2 総ココ第 573 号
改正	3 総ココ第 550 号
改正	4 総ココ第 575 号
改正	6 総ココ第 82 号
改正	6 総ココ第 618 号

(設置)

第1条 コンプライアンスの取組を全庁的に推進するため、東京都コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 コンプライアンス 単に法令（条例、規則等を含む。）を遵守することにとどまらず、都庁組織における要綱、通知、ルールや社会規範を遵守することも包含するもの
- 二 監察 東京都服務監察規程（昭和47年東京都訓令第163号）第4条第1号から第4号までに規定する監察及び第12条に規定する局長等の服務点検をいう。
- 三 検査 東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第129条に規定する自己検査及び第134条に規定する会計管理者の検査、東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）第60条に規定する自己検査及び第65条に規定する会計管理者の検査並びに東京都会計事務自己点検実施要綱（平成15年3月26日付14出会第699号）に基づく自己点検をいう。
- 四 監察等 第2号に規定する監察及び前号に規定する検査をいう。
- 五 内部統制 地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項に基づき策定された東京都内部統制基本方針（令和2年1月31日付31総ココ第559号）第4に規定する取組をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 コンプライアンス推進に係る基本的な方針に関すること。
- 二 コンプライアンス推進に係る当該年度の取組に関すること。
- 三 監察等の結果の共有及び課題の検討に関すること。
- 四 内部統制についての知事の意識の共有に関すること。
- 五 その他コンプライアンスの推進に関すること。

(構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務局を担当する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる局長等の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長である総務局長がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要に応じて、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- 7 委員会は、別表1に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 8 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 委員会は、第6項の規定にかかわらず、委員長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。

(局委員会)

第5条 委員会のほか、各局にそれぞれの局ごとにコンプライアンス推進について検討する局コンプライアンス推進委員会を置く。

(制度部門幹事会)

第6条 委員会に、制度部門幹事会を置く。

- 2 制度部門幹事会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。
 - 一 監察等の実施に係る調整に関すること。
 - 二 監察結果の検証及び結果への対応に関すること。
 - 三 委員会の審議事項の整理に関すること。
 - 四 その他コンプライアンスの推進に向けた企画の調整に関すること。
- 3 制度部門幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、制度部門幹事長は総務局コンプライアンス推進部長の職にある者をもって充てる。
- 4 制度部門幹事会は、制度部門幹事長が招集し、主宰する。
- 5 制度部門幹事会は、別表2に掲げる者のほか、制度部門幹事長が必要と認める者を制度部門幹事会に加えることができる。
- 6 制度部門幹事長は、必要があるときは、制度部門幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 制度部門幹事会は、第4項の規定にかかわらず、制度部門幹事長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。

(汚職等防止部会)

第7条 委員会に、汚職等防止部会（以下「防止部会」という。）を置き、重大事故発生時における職員の汚職等の再発防止に関することを所掌する。

- 2 防止部会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成し、部会長は総務局を担当する副知事の職にある者をもって充てる。

- 3 防止部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 防止部会は、別表 3 に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者を防止部会に加えることができる。
- 5 部会長は、必要があるときは、防止部会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 防止部会は、第 3 項の規定にかかわらず、部会長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。
- 7 部会長は、防止部会の審議事項を整理するため、防止部会に汚職等防止部会幹事会（以下「防止部会幹事会」という。）を設置する。
- 8 防止部会幹事会は、別表 4 に掲げる職にある者をもって構成し、汚職等防止部会幹事長（以下「防止部会幹事長」という。）は総務局コンプライアンス推進部長の職にある者をもって充てる。
- 9 防止部会幹事会は、防止部会幹事長が招集し、主宰する。
- 10 防止部会幹事会は、別表 4 に掲げる者のほか、防止部会幹事長が必要と認める者を防止部会幹事会に加えることができる。
- 11 防止部会幹事長は、必要があるときは、防止部会幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 12 防止部会幹事会は、第 9 項の規定にかかわらず、防止部会幹事長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。

（内部統制部会）

第 8 条 委員会に、内部統制部会を置き、内部統制についての知事の意識の共有及び各局等の職員への周知に関することを所掌する。

- 2 内部統制部会は、別表 5 に掲げる職にある者（東京都内部統制基本方針第 3 に規定する局等の長）をもって構成し、部会長は総務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 内部統制部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 内部統制部会は、別表 5 に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者を内部統制部会に加えることができる。
- 5 部会長は、必要があるときは、内部統制部会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 内部統制部会は、第 3 項の規定にかかわらず、部会長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。

（その他の部会等）

第 9 条 委員長は、必要な事項を調査、検討するため、部会等を設置することができる。

（庶務）

第 10 条 委員会の庶務は、総務局コンプライアンス推進部において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総務局コンプライアンス推進部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 汚職等防止委員会設置要綱（56総人職第301号）は、廃止する。

附 則（平成31年30総ココ第634号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年31総ココ第718号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2総ココ第573号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（3総ココ第550号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表5の改正規定（「病院経営本部長」を削る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

附 則（4総ココ第575号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表5の改正規定中「福祉保健局長」を「福祉局長
保健医療局長」に改める部分は、同年7月1日から施行する。

附 則（6総ココ第82号）

この要綱は、令和6年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（6総ココ第618号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 推進委員会委員（第4条関係）

副知事

教育長

政策企画局長

子供政策連携室長

総務局長

財務局長

デジタルサービス局長

主税局長

生活文化局長
都民安全総合対策本部長
スポーツ推進本部長
都市整備局長
住宅政策本部長
環境局長
福祉局長
保健医療局長
産業労働局長
スタートアップ戦略推進本部長
中央卸売市場長
建設局長
港湾局長
会計管理局長
交通局長
水道局長
下水道局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
収用委員会事務局長
消防総監

別表２ 制度部門幹事会構成員（第６条関係）

総務局コンプライアンス推進部長
 総務部文書課長
 総務部情報公開課長
 人事部人事課長
財務局経理部契約調整担当課長
デジタルサービス局総務部情報セキュリティ課長
 デジタル戦略部デジタル改革課長
会計管理局管理部会計企画課長

別表３ 汚職等防止部会構成員（第７条関係）

副知事
教育長
政策企画局長
総務局長
財務局長

交通局長
水道局長
下水道局長

別表 4 汚職等防止部会幹事会構成員（第 7 条関係）

政策企画局総務部長
総務局総務部長
人事部長
コンプライアンス推進部長
財務局経理部長
交通局総務部長
水道局総務部長
下水道局総務部長
教育庁総務部長

別表 5 内部統制部会構成員（第 8 条関係）

政策企画局長
子供政策連携室長
総務局長
財務局長
デジタルサービス局長
主税局長
生活文化局長
都民安全総合対策本部長
スポーツ推進本部長
都市整備局長
住宅政策本部長
環境局長
福祉局長
保健医療局長
産業労働局長
スタートアップ戦略推進本部長
中央卸売市場長
建設局長
港湾局長
会計管理局长